

答申第60号

答 申

1 審査会の結論

平成29年1月19日付けで審査請求人が津市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同月26日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

(1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年1月19日付けで次のとおり開示請求を行った。

橋北中学校（桜橋二丁目38-1）における、平成28年1月から12月までの校内暴力報告書。

(2) 実施機関は、本件開示請求について、公文書を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年1月26日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

橋北中学校では当該事案はなく、公文書として作成及び取得しておらず不存在であるため。

(3) 審査請求人は、平成29年4月6日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求め審査請求を行った。

3 審査請求の理由

隠蔽する為に不存在としており、開示しても今後の指導要領の公文書開示請求権の有無に差異はなく事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがなく、当該不開示決定は違法である。

4 実施機関の不開示理由説明

各学校は、毎月末に、生徒指導に係る児童及び生徒の問題行動等に関する報告書を提出している。平成28年1月から平成28年12月の間においては、橋北中学校からの問題行動等報告書に、暴力行為の報告がない。このことから、校内暴力報告書は存在しない。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、橋北中学校における

校内暴力報告書の有無について争っている。

当審査会は、本件処分の妥当性について次のとおり検討する。

校内暴力報告書は、各学校が毎月作成し、教育委員会への提出が義務付けられている生徒指導に係る児童及び生徒の問題行動等に関する報告書において、暴力行為の事案有とされた場合に作成される文書であり、平成28年1月から同年12月の期間については、暴力行為の事案なしと報告されていることから、校内暴力報告書は存在しないとのことである。近年では、校内暴力の事案が以前に比べ減少しており、校内暴力事件に係る報道等も見受けられないことから、公文書不存在とした実施機関の決定には何ら疑わしい点は認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 9月15日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	石 田 美 穂